

憲法

第1

本件立法は、報道関係者の取材活動を、犯罪被害者等の同意なき限り禁止するものであり、取材の自由に反し、違憲ではないか。

1 取材の自由は憲法上保障されるか。

(1) この点、博多駅事件決定は、十分に尊重に値すると述べるにとどまる。

しかし、報道の自由は、国民の知る自由に奉仕するものとして、21条1項で保障される。そして、報道は取材—編集—報道の過程を経るため、取材は報道にとって不可欠の一部をなす。

そこで、取材の自由も同項で保障されるものと解する。

(2) したがって、取材の自由は憲法上保障される。

2 本件立法は、犯罪被害者等の同意なき限り取材活動を禁止するものであるから、上記自由は制約されているといえる。

3 もっとも、上記自由も絶対無制約ではなく、人権相互の矛盾抵触の調整原理である公共の福祉による制約には服する(12条後段、13条後段)。

(1) では、上記制約は正当化されるか、違憲審査基準が問題となる。

この点について、取材の自由は、表現活動を通じて自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、政治的意思決定に参画するという自己統治の価値を有し、重要な人権といえる。

また、本件立法は、取材活動の禁止の他、取材等中止命令や処罰をも含めているため、規制態様は強度といえる。

他方、本件立法は、犯罪被害者等の保護のため定められている。そして、犯罪被害者等は、むやみに取材活動にさらされないという利益を有する。

そして、かかる利益は、自己情報をコントロールする権利、すなわちプライバシー権として、13条後段で保障されるため、かかる利益も重要なものである。

そこで、中間的な基準を用いるべきと解する。具体的には、①立法目的が重要であり、②手段が目的との関係で効果的であり、かつ、過度でない場合に制約が正当化されるものと解する。

(2) ア これを本件についてみるに、本件立法の目的は、犯罪被害者等の保護にある。そして、犯罪被害者等は、プライバシー権を有するため、かかる目的は重要といえる(①)。

イ では、手段についてはどうか。

この点、本件立法によれば、犯罪被害者等の同意なき限り、訪問、電話、ファックス、メール、手紙、接近等の幅広い取材活動が禁止されるため、上記目的達成のため、効果的とはいえる。

また、報道関係者からすれば、上記のような幅広い取材活動が原則

禁止となるため、過度な規制であると主張すると考えられる。

他方、犯罪被害者からすれば、同意があれば取材は可能である。また、取材等中止命令を発することが「できる」のであり、発するかは公安委員会の裁量にゆだねられている。そして、かかる命令に反して初めて処罰されるのであるから、過度な規制とまでは言えない旨、反論することが考えられる。

思うに、報道関係者は、捜査側に問い合わせ、捜査側を通じて被害者からの回答を待って取材活動を行うという途がある。これにより、犯罪被害者らの意思に配慮しながら取材活動を行いうるのである。

かかる場合でも、同意がなければ取材活動は禁止されることとなるが、いわゆるメディア・スクラムについて社会的関心が高まり、犯罪被害者のプライバシー権をより保護する必要性が高まっていることからすれば、やむを得ない。

よって、規制が過度とはいえない(②)。

ウ したがって、制約は正当化される。

第2 以上より、本件立法は21条1項に反せず、合憲である。

以上